

岩手県告示第839号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成21年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学説試験	平成22年2月3日(水)午前9時から	盛岡市内丸10番1号 岩手県庁
実地試験	平成22年2月4日(木)午前9時から	盛岡市内丸19番1号 岩手医科大学歯科技工専門学校

2 受験手続 受験願書を平成22年1月4日(月)から同月12日(火)までに岩手県保健福祉部医療国保課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療国保課に問い合わせること。